

大学機関別認証評価

自己評価書

令和元年6月

東京外国語大学

目 次

I 大学の現況、目的及び特徴 . . . . . 1

II 基準ごとの自己評価

    領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 . . . . . 4

    領域2 内部質保証に関する基準 . . . . . 8

    領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 . . . . . 22

    領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 . . . . . 28

    領域5 学生の受入に関する基準 . . . . . 33

    領域6 教育課程と学習成果に関する基準 . . . . . 37

        教育研究上の基本組織

            言語文化学部 . . . . . 38

            国際社会学部 . . . . . 50

            国際日本学部 . . . . . 62

            大学院総合国際学研究所 . . . . . 74

## I 大学の現況、目的及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 東京外国語大学
- (2) 所在地 東京都府中市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部
大学院課程	総合国際学研究科（博士前期課程、博士後期課程）

- (4) 学生数及び教員数（令和元年5月1日現在）

学生数	学部 3,878 人、大学院 534 人
教員数	専任教員数：163 人

### 2 大学等の目的

- (1) 東京外国語大学の目的

東京外国語大学は、明治6（1873）年に設立された東京外国語学校を前身とし、昭和24（1949）年に新制大学として、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」（学則第1条）を目的に掲げ、以来、徹底した言語修得と地域知識の獲得及び理解能力の育成に取り組み、国際社会で活躍できる人材を養成してきた。

- (2) 学部及び研究科の教育目標

本学では、大学の目的を踏まえ、学部及び大学院ごとにその目的を別途定めている。

[言語文化学部]

言語文化学部は、世界諸地域の言語と文化に精通し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力とコーディネート能力を備え、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する人材を育成することを目的とする。（学則第13条第1号）

[国際社会学部]

国際社会学部は、世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成することを目的とする。（学則第13条第2号）

## [国際日本学部]

国際日本学部は、国際的な視野から日本を総合的に学び、世界における日本を真に理解し、世界に向けて日本を発信する力及び多文化化する日本の問題解決に資する知識と協働力を備えた人材を育成することを目的とする。（学則第13条第3号）

## [大学院総合国際学研究科]

大学院は、世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。（大学院学則第2条）

### 3 特徴

東京外国語大学は、我が国の国立大学で唯一「外国学 Foreign Studies」を冠する大学として、昭和24（1949）年に新制大学として発足して以来、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」（学則第1条）を基本理念に掲げている。これに基づき、高度な言語運用能力と、世界諸地域の文化と社会に関する深い知識を身につけた人材の育成を使命に、日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会をめぐる学際的かつ総合的な教育研究を推進してきた。

本学では、これまでに社会的な要請を受けて数回にわたる改組を重ねており、特に近年においては、平成21（2009）年に地域文化研究科を総合国際学研究科に改め、引き続き、博士前期課程・博士後期課程で深い教養を備えた研究者、高度教養人、高度職業人の育成を行っている。

また、これと同時に、学部及び大学院の中でそれぞれ複数の講座に分かれていた教員組織を、新たに設置した総合国際学研究院に一元化することで、柔軟で機動的な教育システムの創出を可能とした。

これを受けて、平成24（2012）年には、学士課程においても学術専門分野と人材養成目的を軸に体系化された教育課程を編成するため、従来の外国語学部を言語文化学部と国際社会学部の2学部改編することにより、創立以来、本学が有してきた言語文化研究と国際社会研究の2つの基本的な柱をより明確化した、新たな学士課程が誕生した。

その後、平成27（2015）年には、国際社会における我が国の相対的なプレゼンスの低下と国内における多言語・多文化化の進展を背景として、総合国際学研究院、国際日本研究センター、留学生日本語教育センターに分かれて所属していた日本研究者を結集した国際日本学研究院を新たに設置し、日本発信力の強化と国際的視点からの日本研究を推進するための体制強化を図った。また、この改革の流れを受けるかたちで、平成28（2016）年に総合国際学研究科博士前期課程を、平成30（2018）年に総合国際学研究科博士後期課程をそれぞれ国際日本専攻と世界言語社会専攻の2専攻に改編し、大学院課程において高度な国際日本研究を推進するための体制を整備した。さらに、平成31（2019）年には、平成24（2012）年の学士課程の改編以来、言語文化学部と国際社会学部に分かれていた日本語及び日本地域に関する教育課程をひとつに統合し、国際的な視野から日本を総合的・多角的に教育研究するための国際日本学部を新たに設置したことにより、国際日本研究に係る学士課程から大学院課程まで一貫した教育研究体制が確立した。

これに加えて、総合国際学研究科博士後期課程においては、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題に対して、分野横断的な観点からイノベーションを生み出すことのできる学際的、越境的な実務人材の養成を目指して、平成 31（2019）年に、西東京国立三大学（東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学）の連携により、本学初の文理協働型共同教育課程となる、共同サステナビリティ研究専攻を新たに設置した。

この他にも、昭和 39（1964）年に我が国初めての人文系全国共同利用附置研究所として設置されたアジア・アフリカ言語文化研究所では、平成 22（2010）年から共同利用・共同研究拠点の認定を受け、アジア・アフリカの言語及び地域研究について先導的な取組を行っているほか、平成 4（1992）年に学内共同教育研究施設として設置された留学生日本語教育センターでは、平成 24（2012）年から教育関係共同利用拠点の認定を受け、我が国における留学生教育と日本語教育の中核的組織として先導的な取組を行っている。さらに、平成 29（2017）年には、本学における長年のアフリカ研究の蓄積を踏まえ、現代アフリカの諸問題に関する研究拠点として現代アフリカ地域研究センターを新たに設置し、アフリカ研究者の招聘や国内外のアフリカ研究機関との連携を通じた現代アフリカ研究のネットワーク構築を進めるなど、特色ある教育研究活動を活発に行っている。

このような変遷を辿ってきた本学では、現在、言語学、言語教育学、文学、歴史学、哲学・思想、文化人類学、社会学、政治学、経済学などさまざまな学問分野の優れた専門家が協働して、ヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニア、アジア、アフリカと世界のほぼすべての地域に関する教育と研究にあたっており、学際性と総合性をきわめて密度の高い形で実現している。このような教育研究体制は、世界や日本において社会の多言語・多文化が進み、文化の共生が喫緊の課題となっている現代において、特に重要である。本学は教育と研究の両面において本学の特色を最大限に発揮し、地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学化を目指している。

## II 基準ごとの自己評価

## 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要</li> <li>・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第 2 号（その 1 の 1）基本計画書）               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>1-1-1-01 設置計画の概要等（国際日本学部）</u></li> <li><u>1-1-1-02 設置計画の概要等（総合国際学研究科博士前期課程）</u></li> <li><u>1-1-1-03 設置計画の概要等（総合国際学研究科博士後期課程）</u></li> <li><u>1-1-1-04 基本計画書（共同サステナビリティ研究専攻）</u></li> </ul> </li> <li>・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>1-1-1-05 共同サステナビリティ研究専攻に関する協定書（非公表）</u></li> <li><u>1-1-1-06 共同サステナビリティ研究専攻連絡協議会規程</u></li> <li><u>1-1-1-07 共同サステナビリティ研究専攻会議規程</u></li> <li><u>1-1-1-08 2019 年度第 1 回共同サステナビリティ研究専攻連絡協議会議事要旨（案）（非公表）</u></li> <li><u>1-1-1-09 2019 年度第 1 回共同サステナビリティ研究専攻会議議事要旨（非公表）</u></li> <li><u>1-1-1-10 2019 年度第 2 回共同サステナビリティ研究専攻会議議事要旨（案）（非公表）</u></li> </ul> </li> </ul>
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
該当なし	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 1-2-A	本学のミッションや社会的な要請、学術研究の動向等を踏まえて、学部及び大学院の教育課程について不断に見直しを行っている。 ・平成 28 年 4 月に総合国際学研究科博士前期課程を改組

	<p>(再掲) <u>1-1-1-02_設置計画の概要等 (総合国際学研究科博士前期課程)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月に同研究科博士後期課程を改組</li> </ul> <p>(再掲) <u>1-1-1-03_設置計画の概要等 (総合国際学研究科博士後期課程)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年4月に国際日本学部を設置</li> </ul> <p>(再掲) <u>1-1-1-01_設置計画の概要等 (国際日本学部)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年4月に総合国際学研究科博士後期課程共同サステナビリティ研究専攻を設置</li> </ul> <p>(再掲) <u>1-1-1-04_基本計画書 (共同サステナビリティ研究専攻)</u></p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ ①当該基準を満たす</p> <p>□ ②当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	

### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証評価共通基礎データ様式</li> <li>認証評価共通基礎データ様式</li> </ul>
分析項目1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の年齢別・性別内訳 (別紙様式1-2-2)</li> <li>1-2-2_教員の年齢別・性別内訳</li> </ul>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
分析項目1-2-2	<p>本学では、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化させることを目的に、第三期中期目標計画において「40歳未満の若手教員の比率を、平成33年度末までに15%以上に引き上げる」ことを掲げ、文部科学省国立大学改革強化推進補助金(特定支援型)「優れた若手研究者の採用拡大」を活用した教員採用や、テニユア・トラック制度による若手教員の採用を全学的に推進するなど、継続して逆ピラミッド型の年齢構成の是正に努めている。</p>

分析項目 1-2-2	教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）で示している各学部・研究科の専任教員には、東京外国語大学における教育組織の編制に関する規程（根拠資料 1-3-1-3）第6条に規定する兼担部局等（アジア・アフリカ言語文化研究所、世界言語社会教育センター、現代アフリカ地域研究センター）の教員が含まれている。
②	この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
該当なし	
【基準に係る判断】	以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）
■	①当該基準を満たす
□	②当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組	・ 該当なし
改善を要する事項	・ 該当なし

### 基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1-3-1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） <ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-1-01 国立大学法人東京外国語大学学則</li> <li>1-3-1-02 国立大学法人東京外国語大学大学院学則</li> <li>1-3-1-03 東京外国語大学における教育組織の編制に関する規程</li> </ul> </li> <li>責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） <ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-1-04 国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程</li> </ul> </li> <li>責任者の氏名が分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-1-05 2019 年度大学運営体制</li> </ul> </li> <li>教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1） <ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-1_教員組織と教育組織の対応表</li> </ul> </li> </ul>
分析項目 1-3-2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>教授会等の組織構成図、運営規定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-2-01 東京外国語大学学部教授会通則規程</li> </ul> </li> </ul>

と	<p>1-3-2-02_国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授会規程</p> <p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）</p> <p>1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p>
<p>分析項目 1-3-3</p> <p>全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・組織構成図、運営規定等</p> <p>1-3-3-01_国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会規程</p> <p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）</p> <p>1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
該当なし	
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>	
活動取組 1-3-A	<p>・大学院において、日本銀行金融研究所等の学外機関から客員教員を受け入れて教育研究活動を行っている。</p> <p>（再掲）1-3-1-03_東京外国語大学における教育組織の編制に関する規程 第6条第2項</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> ②当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・該当なし</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・該当なし</p>	

## II 基準ごとの自己評価

## 領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目2-1-1</p> <p>大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明文化された規定類               <ul style="list-style-type: none"> <li>（再掲）<u>1-3-3-01_国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会規程</u> 第3条、第4条</li> <li><u>2-1-1-01_国立大学法人東京外国語大学全学点検・評価委員会規程</u> 第3条、第6条</li> <li><u>2-1-1-02_国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議規程</u> 第7条</li> <li><u>2-1-1-03_国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程</u> 第3条(1)、(5)、(6)</li> <li><u>2-1-1-04_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</u></li> <li><u>2-1-1-05_国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ</u></li> <li><u>2-1-1-06_学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u></li> <li><u>2-1-1-07_国立大学法人東京外国語大学図書館委員会規程</u> 第4条</li> <li><u>2-1-1-08_東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ</u></li> <li><u>2-1-1-09_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター規程</u> 第10条</li> <li><u>2-1-1-10_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ</u></li> </ul> </li> <li>・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧</u></li> </ul> </li> </ul>
<p>分析項目2-1-2</p> <p>それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明文化された規定類               <ul style="list-style-type: none"> <li>（再掲）<u>1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則</u> 第2条、第9条の2</li> <li>（再掲）<u>1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則</u> 第3条、第50条</li> <li><u>2-1-2-01_国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程</u> 第3条</li> </ul> </li> </ul>

	<p>・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）</p> <p><u>2-1-2_教育研究上の基本組織一覧</u></p>
<p>分析項目2-1-3</p> <p>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>（再掲）<u>2-1-1-02_国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議規程</u> 第3条</p> <p>（再掲）<u>2-1-1-03_国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程</u> 第2条(1)、(5)、(6)</p> <p>（再掲）<u>2-1-1-07_国立大学法人東京外国語大学図書館委員会規程</u> 第3条</p> <p>（再掲）<u>2-1-1-09_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター規程</u> 第3条</p> <p>・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p> <p><u>2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</u></p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目2-1-1</p>	<p>本学では、国立大学法人法の規定に基づき、教育研究に関する重要事項の審議機関として教育研究評議会を置くとともに、全学的な点検・評価、問題点の把握、改善を図るために全学点検・評価委員会を設置し、両者を内部質保証体制の中核に位置付けている。また、把握された問題点への対応にあたっては、教育、学生の受入、学生支援、施設・設備等に関する事項については、総合戦略会議を構成する8つの機能別オフィスを中心に改善・向上に向けた取組が行われているほか、図書館や情報基盤等の教育研究支援に関する事項については、附属図書館に置かれる図書館委員会や総合情報コラボレーションセンターに置かれる同センター運営委員会において、改善・向上に向けた取組が行われている。</p>
<p>分析項目2-1-1</p>	<p>本学の内部質保証は、統括責任者である学長の下、以下の役割分担と手順により実施されている。</p> <p>①評価担当副学長をトップとする全学点検・評価委員会は、中期目標・中期計画、年度計画等の進捗状況について毎年度点検・評価を行い、そこで把握された問題点等について、当該事項を所掌する担当理事又は副学長等の責任者に報告を行う。</p> <p>②当該責任者は、報告のあった問題点等について、自らが所掌する機能別オフィス、図書館委員会又は総合情報コラボレーションセンター運営委員会で改善計画を検討・策定し、関係部局等に対して改善計画の実行を指示する。</p> <p>③改善計画は、教育研究評議会での審議・決定を経て、次期中期計画や年度計画に適宜反映され、全学点検・評価委員会がその進捗状況について再点検を行う。</p>
<p>分析項目2-1-1</p>	<p>質保証の統括責任者である学長は、自身をトップとする総合戦略会議を設置するとともに、当該会議の所掌事項である教育、学生支援、施設・設備等に対応した8つの機能別オ</p>

	<p>イスを設置し、各オフィスにそれぞれ担当理事又は副学長を責任者として置くことで、改善計画の実質的な検討・策定の権限を各オフィスに与えている。</p> <p>また、学長は各オフィスから構成される総合戦略会議を定期的開催することにより、それぞれの事項に関する改善計画の検討・策定の状況について、関係者との情報共有を図っている。</p>
分析項目2-1-2	<p>総合国際学研究科における教育課程ごとの質保証の責任者については、以下の理由から総合国際学研究科長が研究科及び各教育課程の質保証に関して一元的に責任を持つ体制を整えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合国際学研究科における各教育課程の収容定員は、世界言語社会専攻が285名（M204名、D81名）、国際日本専攻が116名（M86名、D30名）、共同サステナビリティ研究専攻が9名（D）となっており、世界言語社会専攻の占める比重が非常に大きくなっている。そのため、このバランスを考慮して、世界言語社会専攻長は総合国際学研究科長が兼任している。</li> <li>2. 総合国際学研究科の教育課程に係る運営は、総合国際学研究科長と各教育課程の専攻長から構成される研究科企画運営会議において実施されており、当該会議の代表である総合国際学研究科長がすべての専攻の運営について実質的に目配りできる体制が整備されている。</li> <li>3. 共同サステナビリティ研究専攻については、同専攻連絡協議会の構成員として学長指名により総合国際学研究科長が加わっていることから、当該専攻に係る重要事項の意思決定において責任を有している。</li> </ol>
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目 2-2-1</p> <p>それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること</p> <p>(1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること</p> <p>(2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること</p> <p>(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-03_国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程</u> 第2条(1)</p> <p><u>2-2-1-01_教育アドミニストレーション・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u></p>
<p>分析項目 2-2-2</p> <p>教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p><u>2-2-2-01_国立大学法人東京外国語大学学部協議会規程</u> 第4条</p> <p><u>2-2-2-02_国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所協議会規程</u> 第4条</p> <p><u>2-2-2-03_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針</u></p> <p><u>2-2-2-04_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ</u></p> <p>・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2)</p> <p><u>2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</u></p>
<p>分析項目 2-2-3</p> <p>施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-05_国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ</u> 第2条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-08_東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ</u> 第2条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-10_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ</u></p> <p>第2条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-06_学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u> 第2条、第3条</p>

	<p>(再掲) <u>2-1-1-04_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</u> 第2条～第5条</p> <p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3)</p> <p>2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</p>
<p>分析項目2-2-4</p> <p>機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>2-2-2-04_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ</u> 第2条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-05_国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ</u> 第3</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-08_東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ</u> 第3</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-10_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ</u> 第3条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-06_学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u> 第4条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-04_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</u> 第6条</p> <p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4)</p> <p>2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧</p>
<p>分析項目2-2-5</p> <p>機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>2-2-2-03_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針</u> 第5条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-05_国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ</u> 第4</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-08_東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ</u> 第4</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-10_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ</u> 第4条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-06_学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u> 第5条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-04_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</u> 第7条</p> <p>・検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5)</p>

	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧
<p>分析項目 2-2-6</p> <p>機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>2-2-2-03_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針</u> 第5条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-05_国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ</u> 第4</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-08_東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ</u> 第4</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-10_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ</u> 第4条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-06_学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u> 第5条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-04_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</u> 第7条</p> <p>・実施の責任主体一覧 (別紙様式 2-2-6)</p> <p><u>2-2-6_実施の責任主体一覧</u></p>
<p>分析項目 2-2-7</p> <p>機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>2-2-2-03_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針</u> 第5条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-05_国立大学法人東京外国語大学施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ</u> 第4</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-08_東京外国語大学附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ</u> 第4</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-10_国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ</u> 第4条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-06_学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</u> 第5条</p> <p>(再掲) <u>2-1-1-04_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</u> 第7条</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
該当なし	

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目 2-3-1</p> <p>自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）</li> </ul> <p><u>2-3-1_計画等の進捗状況一覧</u></p>
<p>分析項目 2-3-2</p> <p>機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望まし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する報告書等</li> </ul> <p><u>2-3-2-01_2015年度入試追跡調査報告書（非公表）</u></p>

い取組として分析)	
<p>分析項目 2-3-3</p> <p>機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する報告書等 2-3-3-01_平成30年度卒業生アンケート結果分析（非公表）</li> <li>・ 領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</li> <li>該当なし</li> </ul>
<p>分析項目 2-3-4</p> <p>質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する第三者による検証等の報告書</li> <li>該当なし</li> </ul>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
該当なし	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>	
該当なし	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

**基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-4-1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明文化された規定類               <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) <a href="#">1-3-3-01_国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会規程</a></li> <li>(再掲) <a href="#">2-1-1-03_国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程</a></li> <li>(再掲) <a href="#">2-2-2-03_東京外国語大学における教育課程に係る自己点検・評価の指針</a></li> </ul> </li> <li>・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料               <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">2-4-1-01_教育研究評議会（第142回）議事要旨</a></li> <li><a href="#">2-4-1-02_教育研究評議会（第142回）資料6（非公表）</a></li> <li><a href="#">2-4-1-03_教育研究評議会（第163回）議事要旨</a></li> <li><a href="#">2-4-1-04_教育研究評議会（第163回）資料6（非公表）</a></li> <li><a href="#">2-4-1-05_教育研究評議会（第171回）議事要旨</a></li> <li><a href="#">2-4-1-06_教育研究評議会（第171回）資料2（非公表）</a></li> <li><a href="#">2-4-1-07_教育研究評議会（第176回）議事要旨</a></li> <li><a href="#">2-4-1-08_教育研究評議会（第176回）資料2（非公表）</a></li> <li><a href="#">2-4-1-09_教育研究評議会（第176回）資料4（非公表）</a></li> </ul> </li> </ul>
<b>【特記事項】</b> ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明文化された規定類               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2-5-1-01 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教員選考規程</u></li> <li><u>2-5-1-02 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院テニュア・トラック制規程</u></li> <li><u>2-5-1-03 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院昇任基準申合せ（非公表）</u></li> <li><u>2-5-1-04 国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院教員選考規程</u></li> <li><u>2-5-1-05 国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院テニュア・トラック制規程</u></li> <li><u>2-5-1-06 国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院昇任基準申合せ（非公表）</u></li> </ul> </li> <li>・ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2-5-1_教員の採用・昇任の状況</u></li> </ul> </li> <li>・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料</li> <li>・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確</li> </ul>

	<p>認できる資料</p> <p><u>2-5-1-07_世界言語社会教育センター特任講師選考結果報告</u>（非公表）</p> <p><u>2-5-1-08_大学院国際日本学研究院教員公募審査結果</u>（非公表）</p>
<p>分析項目2-5-2</p> <p>教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2-5-2-01_国立大学法人東京外国語大学教員人事評価実施規程</u></li> <li><u>2-5-2-02_国立大学法人東京外国語大学教員人事評価に関する基準</u>（非公表）</li> <li><u>2-5-2-03_国立大学法人東京外国語大学教員の人事評価結果の活用基準</u>（非公表）</li> <li><u>2-5-2-04_国立大学法人東京外国語大学副学長に対する評価基準</u>（非公表）</li> <li><u>2-5-2-05_国立大学法人東京外国語大学部長に対する評価基準</u>（非公表）</li> <li><u>2-5-2-06_国立大学法人東京外国語大学年俸制業績評価に関する規程</u></li> <li><u>2-5-2-07_国立大学法人東京外国語大学年俸制業績評価実施要項</u></li> </ul> </li> <li>・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2-5-2_教員業績評価の実施状況</u></li> </ul> </li> <li>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2-5-2-08_平成28年度総合国際学研究院人事評価自己申告書</u>（様式）（非公表）</li> <li><u>2-5-2-09_平成29年度総合国際学研究院人事評価自己申告書</u>（様式）（非公表）</li> <li><u>2-5-2-10_平成30年度総合国際学研究院人事評価自己申告書</u>（様式）（非公表）</li> <li><u>2-5-2-11_平成28年度国際日本学研究院人事評価自己申告書</u>（様式）（非公表）</li> <li><u>2-5-2-12_平成29年度国際日本学研究院人事評価自己申告書</u>（様式）（非公表）</li> <li><u>2-5-2-13_平成30年度国際日本学研究院人事評価自己申告書</u>（様式）（非公表）</li> </ul> </li> </ul>
<p>分析項目2-5-3</p> <p>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反映される規定がある場合は明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> <li>（再掲）<u>2-5-2-01_国立大学法人東京外国語大学教員人事評価実施規程</u></li> </ul> </li> </ul>

	<p>(再掲) <u>2-5-2-03_国立大学法人東京外国語大学教員の人事評価結果の活用基準</u> (非公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果に基づく取組 (別紙様式2-5-3)</li> </ul> <p><u>2-5-3_評価結果に基づく取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料 (業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等)</li> </ul> <p>(再掲) <u>2-5-2-08_平成28年度総合国際学研究院人事評価自己申告書</u> (様式) (非公表)</p> <p>(再掲) <u>2-5-2-09_平成29年度総合国際学研究院人事評価自己申告書</u> (様式) (非公表)</p> <p>(再掲) <u>2-5-2-10_平成30年度総合国際学研究院人事評価自己申告書</u> (様式) (非公表)</p> <p>(再掲) <u>2-5-2-11_平成28年度国際日本学研究院人事評価自己申告書</u> (様式) (非公表)</p> <p>(再掲) <u>2-5-2-12_平成29年度国際日本学研究院人事評価自己申告書</u> (様式) (非公表)</p> <p>(再掲) <u>2-5-2-13_平成30年度国際日本学研究院人事評価自己申告書</u> (様式) (非公表)</p>
<p>分析項目2-5-4</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FDの内容・方法及び実施状況一覧 (別紙様式2-5-4)</li> </ul> <p><u>2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧</u></p>
<p>分析項目2-5-5</p> <p>教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</li> </ul> <p><u>2-5-5-01_国立大学法人東京外国語大学事務組織規程</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</li> </ul> <p><u>2-5-5-02_図書館専門職員等の配置状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</li> </ul> <p><u>2-5-5-03_TAの配置状況(平成30年度)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援者、教育補助者一覧 (別紙様式2-5-5)</li> </ul> <p><u>2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧</u></p>

<p>分析項目 2-5-6</p> <p>教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6）</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</u></li> <li>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>2-5-6-01_東京外国語大学 TA ハンドブック</u>（非公表）</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>2-5-6-02_多言語コンシェルジュ学習相談対応マニュアル</u>（非公表）</li> </ul>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目 2-5-1</p>	<p>総合国際学研究院又は国際日本学研究院においてテニユア・トラック制度により採用された教員は、各研究院のテニユア・トラック制規程に基づき、テニユア・トラック期間中は世界言語社会教育センターの所属となる。</p>
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>	
<p>活動取組 2-5-A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院総合国際学研究院及び大学院国際日本学研究院においてテニユア・トラック制度に基づく採用人事を実施している。</li> <li style="padding-left: 20px;">（再掲）<u>2-5-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院テニユア・トラック制規程</u></li> <li style="padding-left: 20px;">（再掲）<u>2-5-1-05_国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院テニユア・トラック制規程</u></li> </ul>
<p>活動取組 2-5-B</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院総合国際学研究院において、国際公募による教員採用人事を実施している。</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>2-5-B-01_教員公募要項（英語版）</u>（非公表）</li> </ul>
<p>活動取組 2-5-C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人留学生を教育補助者として採用し、言語科目におけるネイティブ・スピーカーとして授業補助に活用している。</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>2-5-C-01_2018年度留学生を教育支援者とした授業補助言語別配置人数</u>（非公表）</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>2-5-C-02_2018年度留学生を教育支援者とした授業補助アンケート結果（概要）</u>（非公表）</li> </ul>
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	

優れた成果が確認できる取組

- ・ 活動取組2-5-Cについて、外国人留学生を教育補助者として採用し、言語科目におけるネイティブ・スピーカーとして授業補助に活用しており、アンケート結果からも教育効果が認められる。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

## II 基準ごとの自己評価

## 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近年度の財務諸表 3-1-1-01_平成30事業年度財務諸表</li> <li>上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02_平成30年度監査報告書(監事)(非公表) 3-1-1-03_平成30年度監査報告書(会計監査人)(非公表)</li> </ul>
分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式3-1-2) 3-1-2_予算・決算の状況(過去5年分)</li> <li>分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01_経常損失の発生要因について</li> </ul>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） （再掲）<a href="#">1-3-1-04_国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程</a> <a href="#">3-2-1-01_国立大学法人東京外国語大学経営協議会規程</a> （再掲）<a href="#">1-3-3-01_国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会規程</a></li> <li>・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 該当なし</li> <li>・役職者の名簿 （再掲）<a href="#">1-3-1-05_2019年度大学運営体制</a></li> </ul>
分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） <a href="#">3-2-2_法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧</a></li> <li>・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） （再掲）<a href="#">3-2-2_法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧</a></li> </ul>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-2-2	本学では、安全保障輸出管理に関わる技術等の研究を行っておらず、また受け入れる外国人研究者、留学生等も人文社会系の研究に従事することから、これまで安全保障輸出管理に係る規程等を整備していなかった。しかしながら、今後、他大学・他研究機関等との連携・共同研究を推進するにあたり、異分野融合研究を円滑に実施できるよう、必要な規程等の整備を進めることとした。当該規程等の制定時期については、学内での検討を経たのち、2019年9月頃の制定を目指している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

**基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠となる規定類 (再掲) <u>2-5-5-01 国立大学法人東京外国語大学事務組織規程</u></li> <li>・ 事務組織の組織図 <u>3-3-1-01 事務組織図</u></li> <li>・ 事務組織一覧(部署ごとの人数(分析項目2-5-6教育支援者を含む。))(別紙様式3-3-1) <u>3-3-1 事務組織一覧</u></li> </ul>

**【特記事項】**

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

**【基準に係る判断】** 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす  
 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） <u>3-4-1_教職協働の状況</u>
分析項目3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） <u>3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧</u>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組3-4-A	・スタッフ・ディベロップメント（SD）の一環として、事務職員国際研修を体系的に実施している。 <u>3-4-A-01_平成30年度東京外国語大学事務職員国際研修計画</u>
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・大学の国際化を一層推進するため、国際マネジメント・オフィスにおいて平成30年度事務職員国際研修計画を策定・実施し、事務職員の英語運用能力の向上が図られている。	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定 <u>3-5-1-01_国立大学法人東京外国語大学監事監査規程</u> <u>3-5-1-02_国立大学法人東京外国語大学監事監査実施基準</u> ・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）

	<p><u>3-5-1-03_第十六期監事監査（定期監査）計画書（非公表）</u></p> <p><u>3-5-1-04_第十五期監事監査（定期監査）結果報告書（非公表）</u></p> <p>・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果該当なし</p>
<p>分析項目3-5-2</p> <p>法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること</p>	<p>・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）</p> <p><u>3-5-2-01_第15期監査計画概要説明書（非公表）</u></p> <p>・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）</p> <p>（再掲）<u>3-1-1-03_平成30年度監査報告書（会計監査人）（非公表）</u></p>
<p>分析項目3-5-3</p> <p>独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p>	<p>・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）</p> <p><u>3-5-3-01_組織図</u></p> <p>・内部監査に関する規定</p> <p><u>3-5-3-02_国立大学法人東京外国語大学内部監査規程</u></p> <p><u>3-5-3-03_国立大学法人東京外国語大学内部監査実施基準</u></p> <p>・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）</p> <p><u>3-5-3-04_平成30年度内部監査（科研費）の結果報告について（非公表）</u></p> <p><u>3-5-3-05_平成30年度内部監査（保健管理センター）の結果報告について（非公表）</u></p> <p><u>3-5-3-06_平成30年度内部監査（謝金事務）の結果報告について（非公表）</u></p> <p><u>3-5-3-07_平成30年度内部監査（契約事務）の結果報告について（非公表）</u></p> <p><u>3-5-3-08_平成30年度内部監査（旅費事務）の結果報告について（非公表）</u></p>
<p>分析項目3-5-4</p> <p>監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</p> <p><u>3-5-4-01_監事と内部監査室との連絡協議会要旨（非公表）</u></p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目3-5-4</p>	<p>本学では、監事と内部監査室との連絡協議会を毎年度開催しているほか、会計監査人が毎年度開催する監査計画説明会及び監査結果報告会に、監事及び内部監査室が参加者として加わることにより、定期的に3者による情報共有・意見交換が図られている。また、会計監査人による期中・期末監査が実施される際には、その都度、会計監査人と内部監査室が当該年度における監査状況等について情報共有を行っている。</p>

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧(別紙様式3-6-1) <u>3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</u>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

## II 基準ごとの自己評価

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式</li> <li>・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</li> </ul>
分析項目4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 該当なし</li> </ul>
分析項目4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料 4-1-3-01_施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況について（非公表）</li> <li>・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-02_安全・防犯面への配慮について（非公表）</li> </ul>
分析項目4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01_平成30年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》調査票（非公表）</li> </ul>
分析項目4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01_平成30年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票（非公表）</li> </ul>
分析項目4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧</li> </ul>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目4-1-3	埼玉県戸田市に位置する本学ポート部の艇庫(1974年設置)及び東京都北区滝野川に位置する職員宿舎のポンプ室(1965年設置)の2棟については、現状、耐震基準を満たしていない状況にあるが、いずれも平屋建てで、かつ、利用目的がそれぞれ倉庫、機械室となっており、通常時における人の出入りが少ないことから、危険度及び対策の緊急度は相対的に低

	いものと判断している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組4-1-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語学習支援センター（ELC）において、全学生を対象とした多様な英語学習プログラムを提供している。</li> <li>4-1-A-01_英語学習支援センター2018年（平成30年度）春・夏学期活動報告書（非公表）</li> <li>4-1-A-02_英語学習支援センター2018年（平成30年度）秋・冬学期活動報告書（非公表）</li> </ul>
活動取組4-1-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワールド・ランゲージ・センター（LINGUA）において、全学生を対象とした英語以外の言語学習支援を行っている。</li> <li>4-1-B-01_多言語ラウンジ</li> </ul>
活動取組4-1-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>CEFR-J に準拠したスマートフォン対応の学習用ソフトウェアを開発し、利用に供している。</li> <li>4-1-C-01_CEFR-J x 27 単語学習アプリアカウント発行のお知らせ（非公表）</li> </ul>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動取組4-1-Aについて、英語学習支援センター（ELC）において、Speaking Program、Writing Programなどの英語自律学習支援プログラムを用意し、所属学部や専攻する言語を問わず、全学部生を対象とした英語学習支援を行っている。また、「TOEIC対策講習」、「IELTS対策講習」などの英語力強化講習や様々なトピックを扱ったELCセミナーを開催しているほか、English Loungeには留学生や英語教育学を専攻する大学院生をアシスタントとして常駐させ、英会話や英語に関する質問、英語学習の相談等を常時受け付けている。</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	

#### 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）</li> <li>4-2-1 相談・助言体制等一覧</li> <li>保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料</li> <li>4-2-1-01 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程</li> <li>4-2-1-02 国立大学法人東京外国語大学学生相談室規程</li> </ul>

	<p><u>4-2-1-03 国立大学法人東京外国語大学グローバル・キャリア・センター規程</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）</li> </ul> <p><u>4-2-1-04 国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止のための指針</u></p> <p><u>4-2-1-05 国立大学法人東京外国語大学ハラスメント相談室規程</u></p> <p><u>4-2-1-06 国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止委員会規程</u></p> <p><u>4-2-1-07 国立大学法人東京外国語大学ハラスメント調査委員会規程</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料</li> </ul> <p><u>4-2-1-08 保健管理センターWEB サイト</u></p> <p><u>4-2-1-09 学生相談室 WEB サイト</u></p> <p><u>4-2-1-10 グローバル・キャリア・センターWEB サイト</u></p> <p><u>4-2-1-11 ハラスメント相談室 WEB サイト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援制度の利用実績が確認できる資料</li> </ul> <p><u>4-2-1-12 平成 30 年度保健管理センター利用状況</u></p> <p><u>4-2-1-13 平成 30 年度学生相談室利用者数</u></p> <p><u>4-2-1-14 平成 30 年度グローバル・キャリア・センター相談件数</u></p> <p><u>4-2-1-15 ハラスメント相談件数（非公表）</u></p>
<p>分析項目 4-2-2</p> <p>学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2）</li> </ul> <p><u>4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</u></p>
<p>分析項目 4-2-3</p> <p>留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法、実施状況等）</li> </ul> <p><u>4-2-3-01 留学生オリエンテーション資料（2018 年 4 月入学者用・日本語）（非公表）</u></p> <p><u>4-2-3-02 チューター制度とバディ制度の比較（非公表）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料</li> </ul> <p><u>4-2-3-03 留学生オリエンテーション資料（2018 年 4 月入学者用・英語）（非公表）</u></p>
<p>分析項目 4-2-4</p> <p>障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等）</li> </ul> <p><u>4-2-4-01 障がいのある学生への修学支援</u></p>

<p>分析項目4-2-5</p> <p>学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）  <u>4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</u></li> <li>・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料  <u>4-2-5-01 奨学金 WEB サイト</u>  <u>4-2-5-02 平成30年度日本学生支援機構奨学生の募集について</u>  <u>4-2-5-03 平成30年度外語会奨学金募集について</u>  <u>4-2-5-04 東京外国語大学独自の留学生向け奨学金</u></li> <li>・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料  <u>4-2-5-05 平成30年度日本学生支援機構奨学金申請一覧表</u>  <u>4-2-5-06 平成30年度海外留学支援制度（協定派遣）実施報告書（非公表）</u></li> <li>・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料  <u>4-2-5-07 平成30年度国際教育支援基金（国際教育交流支援分）実績（非公表）</u>  <u>4-2-5-08 東京外語会奨学金支給実績</u></li> <li>・ 入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料  <u>4-2-5-09 国立大学法人東京外国語大学入学金の免除及び徴収猶予取扱規程</u>  <u>4-2-5-10 国立大学法人東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除取扱規程</u>  <u>4-2-5-11 平成30年度入学金免除判定（非公表）</u>  <u>4-2-5-12 平成30年度授業料免除判定（非公表）</u></li> <li>・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料  <u>4-2-5-13 国際交流会館（1号館、2号館、3号館）の現状</u></li> <li>・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料                  該当なし</li> </ul>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p>	
<p>活動取組4-2-A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な留学支援制度を活用して、海外の協定校等への学生派遣を積極的に推進している。</li> </ul>

	(再掲) 4-2-5-06_平成30年度海外留学支援制度(協定派遣)実施報告書(非公表) (再掲) 4-2-5-07_平成30年度国際教育支援基金(国際教育交流支援分)実績(非公表)
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

## II 基準ごとの自己評価

## 領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生受入方針が確認できる資料</li> <li>5-1-1-01 教育に関する基本方針（言語文化学部）</li> <li>5-1-1-02 教育に関する基本方針（国際社会学部）</li> <li>5-1-1-03 教育に関する基本方針（国際日本学部）</li> <li>5-1-1-04 教育に関する基本方針（総合国際学研究科博士前期課程）</li> <li>5-1-1-05 教育に関する基本方針（総合国際学研究科博士後期課程）</li> </ul>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施して	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）</li> <li>5-2-1_入学者選抜の方法一覧</li> </ul>

<p>いること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">5-2-1-01_言語文化学部推薦等入書類選考ガイドライン</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-02_国際社会学部推薦等入書類選考ガイドライン</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-03_国際日本学部推薦等入書類選考ガイドライン</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-04_国際日本学部日本留学試験利用入試実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-05_国際日本学部海外高校推薦入試判定基準</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-06_第3年次編入学選抜方法</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-07_口述評価票の記載について（手順と記入例）</a>（博士前期課程特別選抜）（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-08_口述評価票の記載について（手順と記入例）</a>（博士前期課程秋季募集）（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-09_口述評価票の記載について（手順と記入例）</a>（博士前期課程冬季募集）（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-10_口述評価票の記載について（手順と記入例）</a>（博士後期課程）（非公表）</li> </ul> </li> <li>・入試委員会等の実施組織及び入学選抜の実施体制が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">5-2-1-11_東京外国語大学学部入試委員会規程</a></li> <li><a href="#">5-2-1-12_東京外国語大学大学院総合国際学研究所入学試験委員会規程</a></li> <li><a href="#">5-2-1-13_2019年度学部入学選抜試験実施体制</a>（非公表）</li> </ul> </li> <li>・入学選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">5-2-1-14_平成31年度言語文化学部・国際社会学部・国際日本学部〔前期日程〕入学選抜試験の実施に伴う業務の委嘱について</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-15_平成31年度国際社会学部〔後期日程〕入学選抜試験の実施に伴う業務の委嘱について</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-16_平成31年度東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部・国際日本学部【推薦入試、帰国生等特別推薦入試、私費外国人留学生入試、日本留学試験利用入試】第二次選考実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-17_平成31年度東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部第3年次編入学試験実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-18_特別選抜（推薦入試）入学選抜第2次選考（口述試験）実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-19_秋季募集（一般入試・社会人特別入試）実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-20_冬季募集（一般入試・社会人特別入試）実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-21_2019年度大学院博士前期課程（秋季募集）日本語教育リカレントコース口述試験実施要領</a>（非公表）</li> <li><a href="#">5-2-1-22_2019年度大学院博士前期課程 PCS コース入学試験実施要領</a>（非公表）</li> </ul> </li> </ul>
-------------	---

	<p>5-2-1-23_2019年度大学院博士後期課程入学者選抜試験実施要領（非公表）</p> <p>5-2-1-24_2019年度大学院博士後期課程（10月入学）入学者選抜試験実施要領（非公表）</p> <p>・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの</p> <p>5-2-1-25_2021年度の推薦入試、前期日程試験及び後期日程試験について</p> <p>5-2-1-26_2021年度入学者選抜における「英語科目」の扱いについて</p> <p>5-2-1-27_2021年度一般入試（後期日程）入試科目の変更について</p>
<p>分析項目5-2-2</p> <p>学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料</p> <p>（再掲）2-2-1-01_教育アドミニストレーション・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申し合わせ</p> <p>（再掲）2-2-3-05_東京外国語大学の学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ</p> <p>・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等</p> <p>（再掲）2-3-2-01_2015年度入試追跡調査報告書（非公表）</p> <p>5-2-2-01_学部入試改革WG（第15回）議事要旨（非公表）</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目5-2-2</p>	<p>本学では、総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程第3条第2項の規定に基づき、教育アドミニストレーション・オフィスの下に学部入試改革WGを設置し、当該WGにて学部入試改革に関する事項を専門的に取り扱っている。</p>
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2</li> <li>  <u>認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2</u></li> <li>・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料</li> <li>  該当なし</li> </ul>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

領域6 基準の判断 総括表

東京外国語大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	言語文化学部	満たしている								
02	国際社会学部	満たしている								
03	国際日本学部	満たしている	該当なし							
04	総合国際学研究科	満たしている								

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：言語文化学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 (再掲) 5-1-1-01_教育に関する基本方針(言語文化学部)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 (再掲) 5-1-1-01_教育に関する基本方針(言語文化学部)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 5-1-1-01_教育に関する基本方針 (言語文化学部)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

**基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的が確認できる資料 (カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-1-01_ (01) 言語文化学部の教育</li> <li>6-3-1-02_ (01) 科目ナンバリングについて</li> </ul> </li> <li>授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-1-03_ (01) 言語文化学部卒業所要単位一覧表</li> <li>6-3-1-04_ (01) 東京外国語大学言語文化学部開設する授業科目及び単位数に関する規程</li> <li>6-3-1-05_ (01) 東京外国語大学言語文化学部開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数に関する規程</li> </ul> </li> </ul>
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバス               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-2-01_ (01) 学部シラバス【1-100】</li> <li>6-3-2-02_ (01) 学部シラバス【101-500】</li> <li>6-3-2-03_ (01) 学部シラバス【501-1000】</li> </ul> </li> </ul>

	<p><u>6-3-2-04_(01)学部シラバス【1001-1100】</u></p> <p><u>6-3-2-05_(01)学部シラバス【1101-1500】</u></p> <p><u>6-3-2-06_(01)学部シラバス【1501-4000】</u></p> <p><u>6-3-2-07_(01)学部シラバス【4001-5254】</u></p>
<p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第33条～第36条</u></p> <p><u>6-3-3-01_(01)東京外国語大学学部学生の留学に関する規程</u></p> <p><u>6-3-3-02_(01)東京外国語大学学部における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱要項 (非公表)</u></p>
<p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>該当なし</p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>	
<p>活動取組6-3-A</p>	<p>・大学間協定に基づく海外協定校への派遣留学を推進し、留学に伴う単位認定を積極的に行っている。</p> <p><u>6-3-A-01_(01)大学概要2018(抜粋)</u></p> <p><u>6-3-A-02_(01)大学間協定の基づく交流数(非公表)</u></p>
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	

優れた成果が確認できる取組

- カリキュラム・ポリシーに基づき、4年間の学部教育のなかに留学やインターンシップを位置付けるため、海外協定校の開拓に積極的に取り組み、平成25年度には120機関(5月1日現在)だった国際交流協定校を平成30年度には203機関(5月1日現在)にまで増やすとともに、単位認定を伴う海外協定校への留学を推進し、平成25年度には103名だった留学に伴う単位取得者数を平成30年度には676名にまで大幅に増加させている。

改善を要する事項

- 該当なし

**基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-4-1</p> <p>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) <a href="#">1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第16~18条</a> <a href="#">6-4-1-01_(00)2019(平成31)年度学年暦</a></li> </ul>
<p>分析項目6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) <a href="#">1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第17条</a> (再掲) <a href="#">6-4-1-01_(00)2019(平成31)年度学年暦</a> <a href="#">6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について(非公表)</a></li> <li>シラバス (再掲) <a href="#">6-3-2-01_(01)学部シラバス【1-100】</a> (再掲) <a href="#">6-3-2-02_(01)学部シラバス【101-500】</a> (再掲) <a href="#">6-3-2-03_(01)学部シラバス【501-1000】</a> (再掲) <a href="#">6-3-2-04_(01)学部シラバス【1001-1100】</a> (再掲) <a href="#">6-3-2-05_(01)学部シラバス【1101-1500】</a> (再掲) <a href="#">6-3-2-06_(01)学部シラバス【1501-4000】</a> (再掲) <a href="#">6-3-2-07_(01)学部シラバス【4001-5254】</a></li> </ul>
<p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 <a href="#">6-4-3-01_(01)学部シラバス(非公表)</a></li> </ul>

<p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4)</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>6-4-4_(00)教育上主要と認める授業科目</u></li> <li>・シラバス</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-01_(01)学部シラバス【1-100】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-02_(01)学部シラバス【101-500】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-03_(01)学部シラバス【501-1000】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-04_(01)学部シラバス【1001-1100】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-05_(01)学部シラバス【1101-1500】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-06_(01)学部シラバス【1501-4000】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-07_(01)学部シラバス【4001-5254】</u></li> </ul>
<p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接</p>	<p>該当なし</p>

授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	
分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	該当なし
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-4-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TUFS クォーター制（4学期制）を導入するとともに、学生の能動的・主体的な学修を促すための授業（アクティブ・ラーニング授業回）を設定している。</li> <li>（再掲）<a href="#">6-4-1-01_(00)2019（平成31）年度学年暦</a></li> <li>（再掲）<a href="#">6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について</a></li> <li><a href="#">6-4-A-1_(01)授業評価アンケート結果の経年推移（「Q2. 自分は授業に熱心に取り組んだ」について）</a></li> </ul>
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学では、学生の海外留学を促進するため、平成27年度より従来の2学期制を改め、春学期及び秋学期の授業期間を13週として設定するTUFSクォーター制（4学期制）を導入している。TUFSクォーター制においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、学生の主体的な学びの力、調査能力、発信力を涵養するため、13回の授業に加えて、学生の能動的・主体的な学修を促すための授業（アクティブ・ラーニング授業回）を2回設定している。アクティブ・ラーニング授業回は、「アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について」に基づき実施され、各授業担当教員の指導の下、学生の学習意欲を刺激するような多様かつ特色のある取組が行われており、授業評価アンケートの結果からも、TUFSクォーター制の導入以降、学生の授業に取り組む姿勢が改善・向上していることが確認できる。</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

**基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1）</li> <li><a href="#">6-5-1_(00)履修指導の実施状況</a></li> </ul>

<p>ていること</p>	
<p>分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-2_(00)学習相談の実施状況</li> </ul>
<p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</li> <li>・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3-01_(01)授業科目インターンシップ概要 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3-02_(01)学校推薦インターンシップ受入企業一覧 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3-03_(01)インターンシップ参加学生一覧 (非公表)</li> </ul>
<p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</li> <li>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) 4-2-3-02_チューター制度とバディ制度の比較 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-01_(00)チューター配置実績 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-02_(00)バディ配置実績 (非公表)</li> <li>・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所 該当なし</li> <li>・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし</li> <li>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料 該当なし</li> <li>・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし</li> </ul>
<p><b>【特記事項】</b> ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目6-5-4</p>	<p>適応障害等の診断を受けた学生に対する学修支援として、平成30年度中に延べ25名の学部・大学院生に対して、授業や試験における合理的配慮の適用を学生支援マネジメント・</p>

	オフィスで決定し、各授業担当教員に対して必要な配慮の実施を要請している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-5-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生の学習支援を行うため、希望に応じてチューター及びバディを配置している。</li> <li>(再掲) 4-2-3-02_チューター制度とバディ制度の比較</li> <li>(再掲) 6-5-4-01_(00)チューター配置実績 (非公表)</li> <li>(再掲) 6-5-4-02_(00)バディ配置実績 (非公表)</li> </ul>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生の学習支援を行うため、主に学部・大学院の正規課程に所属する留学生を対象としたチューター制度と、1年以内の短期留学生等を対象としたバディ制度を整え、平成30年度はそれぞれ延べ169名、92名のチューター及びバディを配置し、日本語の語学指導や執筆論文の日本語添削などを行っている。</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

**基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価基準</li> <li>6-6-1-01_(01) 国立大学法人東京外国語大学学部通則 第6条</li> <li>6-6-1-02_(01) 成績評価のガイドライン (非公表)</li> </ul>
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所</li> <li>6-6-2-01_(01) 履修案内 (言語文化学部) 22頁</li> </ul>
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価の分布表</li> <li>6-6-3-01_(01) 学部成績分布 (非公表)</li> <li>・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料</li> <li>6-6-3-02_(00) 学部・研究科協議会点検・評価専門部会議事要旨 (非公表)</li> </ul>

	<p>6-6-3-03_(00)教育アドミニストレーション・オフィス議事要旨 (非公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-6-2-01_(01)履修案内 (言語文化学部) 22 頁</li> <li>・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし</li> </ul>
<p>分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績問い合わせに関する取扱要項 (非公表) 6-6-4-02_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績異議申し立てに関する取扱要項 (非公表) 6-6-4-03_(00)学生への周知文</li> <li>・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-04_(01)平成 30 年度受付件数 (非公表)</li> <li>・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) 該当なし</li> </ul>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

**基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p>	<p>・卒業又は修了の要件を定めた規定</p> <p>（再掲）1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第44条</p> <p>（再掲）6-3-1-05_(01)東京外国語大学言語文化学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程</p> <p>・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料</p> <p>6-7-1-01_(01)学部卒業・進級判定フロー（非公表）</p>
<p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>（再掲）6-6-2-01_(01)履修案内（言語文化学部） 28頁、31～32頁</p>
<p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>6-7-4-01_(01)言語文化学部教授会議事要旨(9月卒業)（非公表）</p> <p>6-7-4-02_(01)言語文化学部教授会議事要旨(3月卒業)（非公表）</p>
<p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> <p>該当なし</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） <u>6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率</u></li> <li>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）<u>6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率</u></li> <li>資格の取得者数が確認できる資料 <u>6-8-1-01_(00)学部・大学院教職免許取得者数</u></li> <li>論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <u>6-8-1-02_(00)受賞一覧（非公表）</u></li> </ul>
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） <u>6-8-2_(01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況</u></li> <li>学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） <a href="https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-1A56-01-01.html">https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-1A56-01-01.html</a></li> <li>卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） <u>6-8-2-02_(00)新聞記事（非公表）</u></li> </ul>
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <u>6-8-3-01_(01)学生アンケート結果分析報告（非公表）</u></li> </ul>
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>

<p>により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>(再掲) <u>2-3-3-01_平成30年度卒業生アンケート結果分析</u> (非公表)</p> <p>・意見聴取に関する資料 (卒業 (修了) 後一定期間 (例えば「5年間」等大学が適切と考える期間) 経過時)</p> <p>(再掲) <u>2-3-3-01_平成30年度卒業生アンケート結果分析</u> (非公表)</p>
<p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取 (アンケート、懇談会、インタビュー等) の概要及びその結果が確認できる資料</p> <p><u>6-8-5-01_(00)企業アンケート集計結果</u> (非公表)</p> <p><u>6-8-5-02_(01)企業ニーズ調査報告書</u> (非公表)</p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>	
<p>活動取組6-8-A</p>	<p>・学修活動を記録するためのeポートフォリオ「TUFSS Record」を提供している。</p> <p><u>6-8-A-01_TUFSS Record WEB サイト</u></p> <p>・「TUFSS Record」に記録された情報をもとに、就職活動等での活用を念頭に置いた「学修活動履歴書」及び卒業時に身に付けた能力を証明する「TUFSS ディプロマ・サプリメント」(日・英両言語表記)を発行している。</p> <p><u>6-8-A-02_学修活動履歴書 (サンプル)</u></p> <p><u>6-8-A-03_TUFSS ディプロマ・サプリメント (日本語サンプル)</u></p> <p><u>6-8-A-04_TUFSS ディプロマ・サプリメント (英語サンプル)</u></p>
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 大学改革推進等補助金「大学教育再生加速プログラム」(テーマV「卒業時における質保証の取組の強化」)を活用した取組として、全学部生を対象に学修活動を記録するためのeポートフォリオ「TUFSS Record」を提供するとともに、「言語力 (CEFR-J※準拠)」、「専門力」、「行動力・発信力」を表示した「学習活動履歴書」を学生に提供し、就職活動等における利用を促しているほか、卒業時において身に付けた各能力の達成状況等を総合的に可視化した「TUFSS ディプロマ・サプリメント」を発行している。</p> <p>※CEFR-Jとは、CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠)に準拠し本学の教員が代表となった科研費等で開発された独自の到達度指標をいう。</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：国際社会学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 (再掲) 5-1-1-02_教育に関する基本方針 (国際社会学部)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 (再掲) 5-1-1-02_教育に関する基本方針 (国際社会学部)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 5-1-1-02_教育に関する基本方針 (国際社会学部)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-1-01_(02)国際社会学部の教育</li> <li>6-3-1-02_(02)科目ナンバリングについて</li> </ul> </li> <li>授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-1-03_(02)国際社会学部卒業所要単位一覧表</li> <li>6-3-1-04_(02)東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程</li> <li>6-3-1-05_(02)東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程</li> </ul> </li> </ul>
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバス               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-2-01_(02)学部シラバス【1-100】</li> <li>6-3-2-02_(02)学部シラバス【101-500】</li> <li>6-3-2-03_(02)学部シラバス【501-1000】</li> </ul> </li> </ul>

	<p><u>6-3-2-04_(02)学部シラバス【1001-1100】</u></p> <p><u>6-3-2-05_(02)学部シラバス【1101-1500】</u></p> <p><u>6-3-2-06_(02)学部シラバス【1501-4000】</u></p> <p><u>6-3-2-07_(02)学部シラバス【4001-5254】</u></p>
<p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) <u>1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第33条～第36条</u></p> <p><u>6-3-3-01_(02)東京外国語大学学部学生の留学に関する規程</u></p> <p><u>6-3-3-02_(02)東京外国語大学学部における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱要項 (非公表)</u></p>
<p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>該当なし</p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>	
<p>活動取組6-3-A</p>	<p>・大学間協定に基づく海外協定校への派遣留学を推進し、留学に伴う単位認定を積極的に行っている。</p> <p><u>6-3-A-01_(02)大学概要2018(抜粋)</u></p> <p><u>6-3-A-02_(02)大学間協定の基づく交流数(非公表)</u></p>
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	

<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム・ポリシーに基づき、4年間の学部教育のなかに留学やインターンシップを位置付けるため、海外協定校の開拓に積極的に取り組み、平成25年度には120機関(5月1日現在)だった国際交流協定校を平成30年度には203機関(5月1日現在)にまで増やすとともに、単位認定を伴う海外協定校への留学を推進し、平成25年度には103名だった派遣留学に伴う単位取得者数を平成30年度には676名にまで大幅に増加させている。</li> </ul>
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>

**基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-4-1</p> <p>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) <u>1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第16~18条</u> <u>6-4-1-01_(00)2019(平成31)年度学年暦</u></li> </ul>
<p>分析項目6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) (再掲) <u>1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第17条</u> (再掲) <u>6-4-1-01_(00)2019(平成31)年度学年暦</u> <u>6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について(非公表)</u></li> <li>シラバス (再掲) <u>6-3-2-01_(02)学部シラバス【1-100】</u> (再掲) <u>6-3-2-02_(02)学部シラバス【101-500】</u> (再掲) <u>6-3-2-03_(02)学部シラバス【501-1000】</u> (再掲) <u>6-3-2-04_(02)学部シラバス【1001-1100】</u> (再掲) <u>6-3-2-05_(02)学部シラバス【1101-1500】</u> (再掲) <u>6-3-2-06_(02)学部シラバス【1501-4000】</u> (再掲) <u>6-3-2-07_(02)学部シラバス【4001-5254】</u></li> </ul>
<p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 <u>6-4-3-01_(02)学部シラバス(非公表)</u></li> </ul>

<p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上主要と認める授業科目 (別紙様式6-4-4)</li> <li style="padding-left: 20px;"><u>6-4-4_(00)教育上主要と認める授業科目</u></li> <li>・シラバス</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-01_(02)学部シラバス【1-100】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-02_(02)学部シラバス【101-500】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-03_(02)学部シラバス【501-1000】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-04_(02)学部シラバス【1001-1100】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-05_(02)学部シラバス【1101-1500】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-06_(02)学部シラバス【1501-4000】</u></li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) <u>6-3-2-07_(02)学部シラバス【4001-5254】</u></li> </ul>
<p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接</p>	<p>該当なし</p>

授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	
分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	該当なし
<b>【特記事項】</b>	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-4-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TUFS クォーター制（4学期制）を導入するとともに、学生の能動的・主体的な学修を促すための授業（アクティブ・ラーニング授業回）を設定している。</li> <li>（再掲）<u>6-4-1-01_(00)2019（平成31）年度学年暦</u></li> <li>（再掲）<u>6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について（非公表）</u></li> <li><u>6-4-A-1_(02)授業評価アンケート結果の経年推移（「Q2. 自分は授業に熱心に取り組んだ」について）</u></li> </ul>
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学では、学生の海外留学を促進するため、平成27年度より従来の2学期制を改め、春学期及び秋学期の授業期間を13週として設定するTUFSクォーター制（4学期制）を導入している。TUFSクォーター制においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、学生の主体的な学びの力、調査能力、発信力を涵養するため、13回の授業に加えて、学生の能動的・主体的な学修を促すための授業（アクティブ・ラーニング授業回）を2回設定している。アクティブ・ラーニング授業回は、「アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について」に基づき実施され、各授業担当教員の指導の下、学生の学習意欲を刺激するような多様かつ特色のある取組が行われており、授業評価アンケートの結果からも、TUFSクォーター制の導入以降、学生の授業に取り組む姿勢が改善・向上していることが確認できる。</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし</li> </ul>	

**基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1）</li> <li><u>6-5-1_(00)履修指導の実施状況</u></li> </ul>

<p>ていること</p>	
<p>分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-2_(00)学習相談の実施状況</li> </ul>
<p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</li> <li>・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3-01_(02)授業科目インターンシップ概要 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3-02_(02)学校推薦インターンシップ受入企業一覧 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-3-03_(02)インターンシップ参加学生一覧 (非公表)</li> </ul>
<p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</li> <li>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) 4-2-3-02_チューター制度とバディ制度の比較 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-01_(00)チューター配置実績 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-02_(00)バディ配置実績 (非公表)</li> <li>・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所 該当なし</li> <li>・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし</li> <li>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料 該当なし</li> <li>・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし</li> </ul>
<p><b>【特記事項】</b> ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目6-5-4</p>	<p>適応障害等の診断を受けた学生に対する学修支援として、平成30年度中に延べ25名の学部・大学院生に対して、授業や試験における合理的配慮の適用を学生支援マネジメント・</p>

	オフィスで決定し、各授業担当教員に対して必要な配慮の実施を要請している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-5-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生の学習支援を行うため、希望に応じてチューター及びバディを配置している。</li> <li>(再掲) 4-2-3-02_チューター制度とバディ制度の比較 (非公表)</li> <li>(再掲) 6-5-4-01_(00)チューター配置実績 (非公表)</li> <li>(再掲) 6-5-4-02_(00)バディ配置実績 (非公表)</li> </ul>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生の学習支援を行うため、主に学部・大学院の正規課程に所属する留学生を対象としたチューター制度と、1年以内の短期留学生等を対象としたバディ制度を整え、平成30年度はそれぞれ延べ169名、92名のチューター及びバディを配置し、日本語の語学指導や執筆論文の日本語添削などを行っている。</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

**基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価基準</li> <li>6-6-1-01_(02) 国立大学法人東京外国語大学学部通則 第6条</li> <li>6-6-1-02_(02) 成績評価のガイドライン (非公表)</li> </ul>
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所</li> <li>6-6-2-01_(02) 履修案内 (国際社会学部) 22頁</li> </ul>
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価の分布表</li> <li>6-6-3-01_(02) 学部成績分布 (非公表)</li> <li>・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料</li> <li>6-6-3-02_(00) 学部・研究科協議会点検・評価専門部会議事要旨 (非公表)</li> </ul>

	<p>6-6-3-03_(00)教育アドミニストレーション・オフィス議事要旨 (非公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-6-2-01_(02)履修案内 (国際社会学部) 22 頁</li> <li>・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし</li> </ul>
<p>分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績問い合わせに関する取扱要項 (非公表) 6-6-4-02_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績異議申し立てに関する取扱要項 (非公表) 6-6-4-03_(00)学生への周知文</li> <li>・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-04_(02)平成30年度受付件数 (非公表)</li> <li>・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) 該当なし</li> </ul>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

**基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p>	<p>・卒業又は修了の要件を定めた規定</p> <p>（再掲）1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第44条</p> <p>（再掲）6-3-1-05_(02)東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程</p> <p>・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料</p> <p>6-7-1-01_(02)学部卒業・進級判定フロー（非公表）</p>
<p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>（再掲）6-6-2-01_(02)履修案内（国際社会学部） 29頁、32～33頁</p>
<p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>6-7-4-01_(02)国際社会学部教授会議事要旨(9月卒業)（非公表）</p> <p>6-7-4-02_(02)国際社会学部教授会議事要旨(3月卒業)（非公表）</p>
<p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> <p>該当なし</p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

**基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率</li> <li>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率</li> <li>資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(00)学部・大学院教職免許取得者数</li> <li>論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(00)受賞一覧（非公表）</li> </ul>
<p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況</li> <li>学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） <a href="https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-1A57-01-01.html">https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-1A57-01-01.html</a></li> <li>卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(00)新聞記事（非公表）</li> </ul>
<p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(02)学生アンケート結果分析報告（非公表）</li> </ul>
<p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul>

<p>により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>(再掲) <u>2-3-3-01_平成30年度卒業生アンケート結果分析</u> (非公表)</p> <p>・意見聴取に関する資料 (卒業 (修了) 後一定期間 (例えば「5年間」等大学が適切と考える期間) 経過時)</p> <p>(再掲) <u>2-3-3-01_平成30年度卒業生アンケート結果分析</u> (非公表)</p>
<p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取 (アンケート、懇談会、インタビュー等) の概要及びその結果が確認できる資料</p> <p><u>6-8-5-01_(00)企業アンケート集計結果</u> (非公表)</p> <p><u>6-8-5-02_(02)企業ニーズ調査報告書</u> (非公表)</p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>	
<p>活動取組6-8-A</p>	<p>・学修活動を記録するためのeポートフォリオ「TUFSS Record」を提供している。</p> <p><u>6-8-A-01_TUFSS Record WEB サイト</u></p> <p>・「TUFSS Record」に記録された情報をもとに、就職活動等での活用を念頭に置いた「学修活動履歴書」及び卒業時に身に付けた能力を証明する「TUFSS ディプロマ・サプリメント」(日・英両言語表記)を発行している。</p> <p><u>6-8-A-02_学修活動履歴書 (サンプル)</u></p> <p><u>6-8-A-03_TUFSS ディプロマ・サプリメント (日本語サンプル)</u></p> <p><u>6-8-A-04_TUFSS ディプロマ・サプリメント (英語サンプル)</u></p>
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 大学改革推進等補助金「大学教育再生加速プログラム」(テーマV「卒業時における質保証の取組の強化」)を活用した取組として、全学部生を対象に学修活動を記録するためのeポートフォリオ「TUFSS Record」を提供するとともに、「言語力 (CEFR-J※準拠)」、「専門力」、「行動力・発信力」を表示した「学習活動履歴書」を学生に提供し、就職活動等における利用を促しているほか、卒業時において身に付けた各能力の達成状況等を総合的に可視化した「TUFSS ディプロマ・サプリメント」を発行している。</p> <p>※CEFR-Jとは、CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠)に準拠し本学の教員が代表となった科研費等で開発された独自の到達度指標をいう。</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：国際日本学部

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 (再掲) 5-1-1-03_教育に関する基本方針 (国際日本学部)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 (再掲) 5-1-1-03_教育に関する基本方針 (国際日本学部)
分析項目6-2-2	・公表された教育課程方針及び学位授与方針

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	(再掲) 5-1-1-03_教育に関する基本方針 (国際日本学部)
<b>【特記事項】</b>	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-1-01_(03)国際日本学部の教育</li> <li>6-3-1-02_(03)科目ナンバリングについて</li> </ul> </li> <li>授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-1-03_(03)国際日本学部卒業所要単位一覧表</li> <li>6-3-1-04_(03)東京外国語大学国際日本学部開設する授業科目及び単位数に関する規程</li> <li>6-3-1-05_(03)東京外国語大学国際日本学部開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程</li> </ul> </li> </ul>
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバス               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-3-2-01_(03)学部シラバス【1-100】</li> <li>6-3-2-02_(03)学部シラバス【101-500】</li> <li>6-3-2-03_(03)学部シラバス【501-1000】</li> </ul> </li> </ul>

	<u>6-3-2-04_(03)学部シラバス【1001-1100】</u> <u>6-3-2-05_(03)学部シラバス【1101-1500】</u> <u>6-3-2-06_(03)学部シラバス【1501-4000】</u> <u>6-3-2-07_(03)学部シラバス【4001-5254】</u>
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 (再掲) <u>1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第33条～第36条</u> <u>6-3-3-01_(03)東京外国語大学学部学生の留学に関する規程 (非公表)</u> <u>6-3-3-02_(03)東京外国語大学学部における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱要項 (非公表)</u>
分析項目6-3-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	該当なし
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	該当なし
<b>【特記事項】</b> ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
該当なし	
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

## 改善を要する事項

- ・ 該当なし

## 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）                （再掲）<a href="#">1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則</a> 第16～18条  <a href="#">6-4-1-01_(00)2019（平成31）年度学年暦</a></li> </ul>
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）                （再掲）<a href="#">1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則</a> 第17条                （再掲）<a href="#">6-4-1-01_(00)2019（平成31）年度学年暦</a>  <a href="#">6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について</a>（非公表）</li> <li>・ シラバス                （再掲）<a href="#">6-3-2-01_(03)学部シラバス【1-100】</a>                （再掲）<a href="#">6-3-2-02_(03)学部シラバス【101-500】</a>                （再掲）<a href="#">6-3-2-03_(03)学部シラバス【501-1000】</a>                （再掲）<a href="#">6-3-2-04_(03)学部シラバス【1001-1100】</a>                （再掲）<a href="#">6-3-2-05_(03)学部シラバス【1101-1500】</a>                （再掲）<a href="#">6-3-2-06_(03)学部シラバス【1501-4000】</a>                （再掲）<a href="#">6-3-2-07_(03)学部シラバス【4001-5254】</a></li> </ul>
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料  <a href="#">6-4-3-01_(03)学部シラバス</a>（非公表）</li> </ul>
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）  <a href="#">6-4-4_(00)教育上主要と認める授業科目</a></li> <li>・ シラバス                （再掲）<a href="#">6-3-2-01_(03)学部シラバス【1-100】</a></li> </ul>

	<p>(再掲) <u>6-3-2-02_ (03) 学部シラバス【101-500】</u></p> <p>(再掲) <u>6-3-2-03_ (03) 学部シラバス【501-1000】</u></p> <p>(再掲) <u>6-3-2-04_ (03) 学部シラバス【1001-1100】</u></p> <p>(再掲) <u>6-3-2-05_ (03) 学部シラバス【1101-1500】</u></p> <p>(再掲) <u>6-3-2-06_ (03) 学部シラバス【1501-4000】</u></p> <p>(再掲) <u>6-3-2-07_ (03) 学部シラバス【4001-5254】</u></p>
<p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p>	該当なし
<p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	該当なし
<p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	該当なし
<p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	該当なし
<p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	該当なし
<p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	該当なし
<p>分析項目6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	該当なし

<b>【特記事項】</b>	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
分析項目6-4-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TUFSクォーター制(4学期制)を導入するとともに、学生の能動的・主体的な学修を促すための授業(アクティブ・ラーニング授業回)を設定している。</li> <li>(再掲) <u>6-4-1-01_(00)2019(平成31)年度学年暦</u></li> <li>(再掲) <u>6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について</u></li> </ul>
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)</li> <li><u>6-5-1_(00)履修指導の実施状況</u></li> </ul>
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)</li> <li><u>6-5-2_(00)学習相談の実施状況</u></li> </ul>
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)</li> <li><u>6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</u></li> <li>・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等)</li> <li><u>6-5-3-01_(03)授業科目インターンシップ概要(非公表)</u></li> </ul>

	<p><u>6-5-3-02_(03)学校推薦インターンシップ受入企業一覧 (非公表)</u></p> <p><u>6-5-3-03_(03)インターンシップ参加学生一覧 (非公表)</u></p>
<p>分析項目 6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式 6-5-4)</li> <li><u>6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</u></li> <li>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 該当なし</li> <li>・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所 <u>6-5-4-01_(03)国際日本学部履修案内 (英文)</u> <u>6-5-4-02_(03)国際日本学部授業時間割 (日英併記)</u></li> <li>・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし</li> <li>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料 該当なし</li> <li>・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし</li> </ul>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目 6-5-4</p>	<p>適応障害等の診断を受けた学生に対する学修支援として、平成 30 年度中に延べ 25 名の学部・大学院生に対して、授業や試験における合理的配慮の適用を学生支援マネジメント・オフィスで決定し、各授業担当教員に対して必要な配慮の実施を要請している。</p>
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価基準 6-6-1-01_(03)国立大学法人東京外国語大学学部通則 第6条 6-6-1-02_(03)成績評価のガイドライン (非公表)</li> </ul>
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(03)履修案内 (国際日本学部) 20頁</li> </ul>
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価の分布表 該当なし</li> <li>・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし</li> <li>・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-6-2-01_(03)履修案内 (国際日本学部) 20頁</li> <li>・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし</li> </ul>
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績問い合わせに関する取扱要項 (非公表) 6-6-4-02_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績異議申し立てに関する取扱要項 (非公表)</li> <li>・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 該当なし</li> <li>・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) 該当なし</li> </ul>

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業又は修了の要件を定めた規定 (再掲) 1-3-1-01_国立大学法人東京外国語大学学則 第44条 (再掲) 6-3-1-05_(03)東京外国語大学国際日本学部開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程</li> <li>卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(03)学部卒業・進級判定フロー(非公表)</li> </ul>
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	該当なし
分析項目6-7-3 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</li> </ul>

	(再掲) 6-6-2-01_(03)履修案内(国際日本学部) 24頁、26~29頁
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 該当なし
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 該当なし ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 該当なし ・資格の取得者数が確認できる資料 該当なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料</li> </ul> <p>該当なし</p>
<p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)</li> </ul> <p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)</li> </ul> <p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)</li> </ul> <p>該当なし</p>
<p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul> <p>該当なし</p>
<p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul> <p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)</li> </ul> <p>該当なし</p>
<p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料</li> </ul> <p>該当なし</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>	

<input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：総合国際学研究所

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表された学位授与方針</li> <li>(再掲) 5-1-1-04_教育に関する基本方針 (総合国際学研究所博士前期課程)</li> <li>(再掲) 5-1-1-05_教育に関する基本方針 (総合国際学研究所博士後期課程)</li> </ul>
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表された教育課程方針</li> <li>(再掲) 5-1-1-04_教育に関する基本方針 (総合国際学研究所博士前期課程)</li> <li>(再掲) 5-1-1-05_教育に関する基本方針 (総合国際学研究所博士後期課程)</li> </ul>

<p>分析項目 6-2-2</p> <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p>	<p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p> <p>(再掲) <a href="#">5-1-1-04_教育に関する基本方針 (総合国際学研究科博士前期課程)</a></p> <p>(再掲) <a href="#">5-1-1-05_教育に関する基本方針 (総合国際学研究科博士後期課程)</a></p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

<p><b>基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b></p>	
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>
<p>分析項目 6-3-1</p> <p>教育課程の編成が、体系的を有していること</p>	<p>・体系的が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)</p> <p><a href="#">6-3-1-01_(04)博士前期課程の教育</a></p> <p><a href="#">6-3-1-02_(04)博士後期課程の教育</a></p> <p><a href="#">6-3-1-03_(04)科目ナンバリングについて</a></p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)</p> <p><a href="#">6-3-1-04_(04)東京外国語大学大学院総合国際学研究科に開設する授業科目及び単位数、並びに開設する授業科目の履修方法に関する規程</a></p>
<p>分析項目 6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p>	<p>・シラバス</p> <p><a href="#">6-3-2-01_(04)大学院シラバス</a></p>

<p>分析項目 6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明文化された規定類 (再掲) <u>1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則 第29条</u> <u>6-3-3-01_(04)大学院総合国際学研究所博士前期課程学生の留学における単位認定の取扱要項 (非公表)</u> <u>6-3-3-02_(04)入学前の既修得単位の認定に関する申し合わせ (非公表)</u></li> </ul>
<p>分析項目 6-3-4</p> <p>大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等) <u>6-3-4-01_(04)国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則</u> <u>6-3-4-02_(04)大学院総合国際学研究所博士前期課程世界言語社会専攻及び国際日本専攻における学生の指導体制に関する申し合わせ (非公表)</u> <u>6-3-4-03_(04)大学院総合国際学研究所博士後期課程における学生の指導体制に関する申し合わせ (非公表)</u></li> <li>・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <u>6-3-4-04_(04)博士前期課程研究指導年次報告書 (非公表)</u></li> <li>・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <u>6-3-4-05_(04)コチュテルによる学位取得者一覧</u></li> <li>・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 <u>6-3-4-06_(04)総合国際学研究基礎シラバス</u></li> <li>・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 (再掲) <u>2-5-6-01_東京外国語大学 TAハンドブック (非公表)</u> (再掲) <u>2-5-5-03_TAの配置状況 (平成30年度)</u></li> </ul>
<p>分析項目 6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>活動取組 6-3-A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 博士前期課程では、主任指導教員と副指導教員による複数指導体制を敷くとともに、両者の連名による「博士前期課程研究指導年次報告書」を研究科長宛に毎年度提出することで、</li> </ul>

	<p>定期的な指導状況の点検が行われている。</p> <p>(再掲) <a href="#">6-3-4-04_(04) 博士前期課程研究指導年次報告書</a> (非公表)</p>
活動取組 6-3-B	<p>・ 海外の大学院との博士論文共同指導協定 (コチュテル) に基づき、博士論文の作成に係る共同指導を受けることが可能となっている。</p> <p>(再掲) <a href="#">6-3-4-05_(04) コチュテルによる学位取得者一覧</a></p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 海外の大学院との博士論文共同指導協定 (コチュテル) に基づき、これまでに8名の大学院生が学位を取得している。</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目 6-4-1</p> <p>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<p>・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料 (学年暦、年間スケジュール等)</p> <p>(再掲) <a href="#">1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則</a> 第10~12条</p> <p><a href="#">6-4-1-01_(00)2019 (平成31) 年度学年暦</a></p>
<p>分析項目 6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	<p>・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料 (学年暦、年間スケジュール等)</p> <p>(再掲) <a href="#">1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則</a> 第11条</p> <p>(再掲) <a href="#">6-4-1-01_(00)2019 (平成31) 年度学年暦</a></p> <p><a href="#">6-4-2-01_(00) アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について</a> (非公表)</p> <p>・ シラバス</p> <p>(再掲) <a href="#">6-3-2-01_(04) 大学院シラバス</a></p>
<p>分析項目 6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<p>・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料 (電子シラバスのデータ (csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料</p> <p><a href="#">6-4-3-01_(04) 大学院シラバス</a> (非公表)</p>
<p>分析項目 6-4-4</p>	<p>・ 教育上主要と認める授業科目 (別紙様式 6-4-4)</p>

<p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>該当なし ・シラバス (再掲) 6-3-2-01_(04)大学院シラバス</p>
<p>分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則 (再掲) 1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則 第25条</p>
<p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>該当なし</p>
<p>分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>該当なし</p>
<p><b>【特記事項】</b> ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目6-4-A</p>	<p>・TUFSクォーター制(4学期制)を導入するとともに、学生の能動的・主体的な学修を促すための授業(アクティブ・ラーニング授業回)を設定している。</p>

	(再掲) 6-4-1-01_(00)2019 (平成 31) 年度学年暦 (再掲) 6-4-2-01_(00)アクティブ・ラーニング授業回に係る実施指針について (非公表)
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修指導の実施状況 (別紙様式 6-5-1)</li> <li>6-5-1_(00)履修指導の実施状況</li> </ul>
分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習相談の実施状況 (別紙様式 6-5-2)</li> <li>6-5-2_(00)学習相談の実施状況</li> </ul>
分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式 6-5-3)</li> <li>6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</li> <li>6-5-3-01_(04)キャリア・プログラム</li> <li>インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等)</li> <li>6-5-3-02_(04)日本語教育実践研究シラバス</li> <li>6-5-3-03_(04)海外日本語教育実習生 (インターン) 派遣プログラム</li> </ul>

<p>分析項目 6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式 6-5-4)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</li> <li>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) 4-2-3-02_チューター制度とバディ制度の比較 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-01_(00)チューター配置実績 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-02_(00)バディ配置実績 (非公表)</li> <li>・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-03_(04) Course Handbook 2018 (PCS)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-04_(04) PCS Guide 2018 (Master' s Program)</li> <li style="padding-left: 20px;">6-5-4-05_(04) PCS Guide 2018 (Doctoral Program)</li> <li>・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;">該当なし</li> <li>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;">該当なし</li> <li>・学習支援の利用実績が確認できる資料</li> <li style="padding-left: 20px;">該当なし</li> </ul>
<p>【特記事項】</p>	
<p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目 6-5-4</p>	<p>適応障害等の診断を受けた学生に対する学修支援として、平成 30 年度中に延べ 25 名の学部・大学院生に対して、授業や試験における合理的配慮の適用を学生支援マネジメント・オフィスで決定し、各授業担当教員に対して必要な配慮の実施を要請している。</p>
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>活動取組 6-5-A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生の学習支援を行うため、希望に応じてチューター及びバディを配置している。</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) 4-2-3-02_チューター制度とバディ制度の比較 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) 6-5-4-01_(00)チューター配置実績 (非公表)</li> <li style="padding-left: 20px;">(再掲) 6-5-4-02_(00)バディ配置実績 (非公表)</li> </ul>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	

<input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>留学生の学習支援を行うため、主に学部・大学院の正規課程に所属する留学生を対象としたチューター制度と、1年以内の短期留学生等を対象としたバディ制度を整え、平成30年度はそれぞれ延べ169名、92名のチューター及びバディを配置し、日本語の語学指導や執筆論文の日本語添削などを行っている。</li> </ul>
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-6-1</p> <p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価基準 (再掲) <u>1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則 第31条</u> <u>6-6-1-01_(04)成績評価のガイドライン (非公表)</u></li> </ul>
<p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <u>6-6-2-01_(04)履修案内 (総合国際学研究所) 13頁、24頁</u></li> </ul>
<p>分析項目6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価の分布表 <u>6-6-3-01_(04)大学院成績分布 (非公表)</u></li> <li>成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <u>6-6-3-02_(00)学部・研究科協議会点検・評価専門部会議事要旨 (非公表)</u> <u>6-6-3-03_(00)教育アドミニストレーション・オフィス議事要旨 (非公表)</u></li> <li>GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし</li> <li>(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし</li> </ul>
<p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <u>6-6-4-01_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績問い合わせに関する取扱要項 (非公表)</u> <u>6-6-4-02_(00)東京外国語大学学部・大学院における成績異議申し立てに関する取扱要項 (非公表)</u></li> </ul>

	<p>6-6-4-03_(00)学生への周知文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ</li> </ul> <p>6-6-4-04_(04)平成30年度受付件数(非公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)</li> </ul> <p>該当なし</p>
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

<p><b>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</b></p>	
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>
<p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業又は修了の要件を定めた規定</li> </ul> <p>(再掲) <u>1-3-1-02_国立大学法人東京外国語大学大学院学則 第33条、第34条</u></p> <p>(再掲) <u>6-3-1-04_(04)東京外国語大学大学院総合国際学研究所に開設する授業科目及び単位数、並びに開設する授業科目の履修方法に関する規程</u></p> <p><u>6-7-1-01_(04)大学院学則第34条第1項及び第2項ただし書に規定する優れた研究業績を上げたと認められる者の早期修了に関する取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる</li> </ul>

	<p>資料</p> <p><u>6-7-1-02_(04)大学院修了判定フロー</u> (非公表)</p>
<p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準</li> <li><u>6-7-2-01_(04)国立大学法人東京外国語大学学位規程</u></li> <li>(再掲) <u>6-6-2-01_(04)履修案内(総合国際学研究所)</u> 14~18頁、24~26頁</li> <li>・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料</li> <li>(再掲) <u>6-3-4-01_(04)国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則</u></li> <li><u>6-7-2-02_(04)東京外国語大学大学院総合国際学研究所における論文博士の学位授与に係る予備審査の手続き等に関する細則</u></li> </ul>
<p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</li> <li>(再掲) <u>6-6-2-01_(04)履修案内(総合国際学研究所)</u> 14~18頁、24~26頁</li> </ul>
<p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授会等での審議状況等の資料</li> <li><u>6-7-4-01_(04)大学院総合国際学研究所教授会議事要旨(9月修了判定等)</u> (非公表)</li> <li><u>6-7-4-02_(04)大学院総合国際学研究所教授会議事要旨(3月修了判定等)</u> (非公表)</li> <li>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</li> <li>・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等</li> <li>(再掲) <u>6-6-2-01_(04)履修案内(総合国際学研究所)</u> 14~18頁、24~26頁</li> <li>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</li> <li>(再掲) <u>6-3-4-01_(04)国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則</u></li> <li>・審査及び試験に合格した学生の学位論文</li> <li><u>6-7-4-03_(04)修士論文題目一覧</u></li> <li><u>6-7-4-04_(04)博士論文題目一覧</u></li> </ul>
<p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>該当なし</p>

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
改善を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-8-1_(04)標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(総合国際学研究科博士前期課程)</li> <li>6-8-1_(04)標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(総合国際学研究科博士後期課程)</li> </ul> </li> <li>・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)               <ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 6-8-1_(04)標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(総合国際学研究科博士前期課程)</li> <li>(再掲) 6-8-1_(04)標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(総合国際学研究科博士後期課程)</li> </ul> </li> <li>・ 資格の取得者数が確認できる資料               <ul style="list-style-type: none"> <li>6-8-1-01_(00)学部・大学院教職免許取得者数</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(00)受賞一覧（非公表）</li> </ul>
<p>分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(04)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（総合国際学研究所博士前期課程） 6-8-2_(04)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（総合国際学研究所博士後期課程）</li> <li>学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） <a href="https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-2Y99-02-01.html">https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-2Y99-02-01.html</a>（博士前期課程） <a href="https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-4Y99-02-01.html">https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0180/0180-4Y99-02-01.html</a>（博士後期課程）</li> <li>卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(00)新聞記事（非公表）</li> </ul>
<p>分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(04)アンケート結果分析報告（非公表）</li> </ul>
<p>分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(04)修了生インタビュー記事</li> <li>意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（再掲）6-8-4-01_(04)修了生インタビュー記事</li> </ul>
<p>分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(00)企業アンケート集計結果（非公表）</li> </ul>
<p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>該当なし</p>	

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p>
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>